

一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準

(目的)

第1条 この基準は、本市が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札において、不適格業者の参加を防止し、適正な契約を締結することを目的とする。

(要件)

第2条 本市が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加する事業者（以下「事業者」という。）は、市税を期限までに納付していなければならない。

2 市の区域内に本店又は支店を有する事業者は、三豊市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている営業所（以下「営業所」という。）において、契約の見積り、入札その他の契約締結に係る実態的な行為をすべて行うものとする。

3 前項に規定するもののほか、営業所として認定するにあたって必要な要件は、次に掲げる事項とする。

(1) 営業所には、事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が備え付けられているとともに、営業所の所在を明らかにした看板又は表札が表示されていること。

(2) 営業所には、営業活動を行い得る人的な配置がなされていること。

(3) 本市が営業所の代表者（契約を締結する権限を有する責任者）又は建設業法（昭和24年法律第100号）で定められている営業所の専任技術者と常時連絡をとれる体制となっていること。

(実態調査)

第3条 関係職員は、前条の要件を確認するため、営業所の所在、営業活動等の実態について、必要に応じ随時行うものとする。

(調査方法)

第4条 前条に規定する調査は、事業者に対し、現場確認及び聞き取りによって予告をせずに行い、必要がある場合は、関係書類の提示又は提出を求め、現況について写真撮影その他の方法により記録の保存を行うものとする。

(調査報告)

第5条 総務部管財課長は、速やかに調査の結果を契約審査委員会に報告し、改善を要すると認めた場合は、改善の指示を行うものとする。

(指名停止等)

第6条 市長は、事業者が、正当な理由なく調査を拒んだ場合又は改善指示に従わない場合は、三豊市建設工事指名停止等措置要領(平成18年三豊市告示第96号)に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 前条の規定により改善を要すると認めた事業者は、指示された事項について改善が完了するまでの間は、入札に参加することができないものとする。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から適用する。